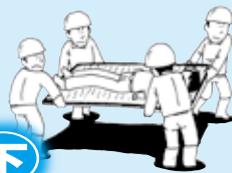


シリーズ『みんなの力で命と暮らしを守る  
～防災計画が目指すもの』④

災害が起こったとき  
どうするのか？(下)



今回は、災害が発生し、またはその恐れがある場合に、皆さんがとるべき情報の収集ならびに食料等の確保についての行動と市の対策について紹介しました。今回は同じ状況下にあつて、「ケガ人が出たとき」、「避難するとき」、「災害の後片付け」についての行動と市の対策について紹介します。《問合せ》防災課防災係

ケガ人が出たとき

◆救出活動や応急手当

市では、警察等の関係機関と連携して救出活動を行いますが、地域においても、自発的に救出活動やケガ人への応急手当をしてください。

一見軽症に見えても、建物の下敷きになった場合、筋肉の圧迫によるクラッシュシンドローーム（長時間、倒壊家屋の下敷きになった人が救出後に様態が急変して死亡する病態）で緊急的な処置（人工透析、点滴・輸血等）が必要となる場合があるので消防署へも通報してください。

また、いざというときのために消防署等が行っている「普通救命講習会」等に積極的に参加してください。



◆救護所を設置

市では、大規模地震等で市内全域に被害が発生した場合、必要に応じて医師会等と連携・協力し、市内の学校や健康福祉センター等に救護所

を設置します。

救護所では、傷病者の症状区分を判別（トリアージ）し、軽傷者には応急処置を、また、重傷者については豊岡病院等の高度救急医療機関への搬送を依頼します。

避難するとき

◆非常持出し品を持って

着の身着のまま避難するのではなく、予め準備している「非常持出し品」を持って避難してください。

◆安全な避難所へ

市では、各種浸水想定区域、土砂災害警戒区域、施設の防災機能、立地条件、災害履歴、災害時要援護者対策を考慮して、避難所の指定や見直しを行っています。避難所の場所や想定浸水深等は防災マップで確認してください。

災害が発生し、またはその恐れがある場合は、区や自主防災組織の誘導のもとに家族で安全な避難所へ避難してください。

ただし、災害規模や種類に応じて、使用できない避難所が発生する恐れもあるので、避難に際して消防団や区等か

ら特に指示があつた場合は、その指示に従ってください。

避難途中においても、周囲の危険には十分注意してください。



◆災害時要援護者支援を

避難するときには、地域で協力して、高齢者、障害者等の安否を確認し、手助けをしてください。

◆周囲が浸水しているとき

すでに周囲が浸水している場合の避難には運動靴が最適です。長い棒を杖代わりにして安全を確認しながら避難してください。

歩ける浸水の深さは、流れがないとしても男性で約70センチ、女性で約50センチです。それ以上に浸水が深いときは、できるだけ3階以上の高い場所で救助を待ちましょう。

◆車での避難は避ける

災害対応の妨げにもなりますので、車での避難は控えるとともに、車の公道放置は絶対にしないようにしてください。

災害の後片付け

◆清掃・消毒

浸水後は、しっかりと清掃を行う必要があります。消毒剤は市から区を通じて配布します。防疫活動に際して市は、区や自主防災組織等と連携し、防災行政無線（有線）放送や臨時広報紙等により、周知・広報を行います。

◆災害廃棄物の搬出・処理

市では、計画的に収集・処理するため、速やかに全体処理量を把握し、建設業者等と連携して活動します。また、必要に応じて、被災地区に仮集積所を設置し、区等に搬出ルールの徹底や衛生管理等の協力を求めます。

浸水等により使用できなくなった畳、家具等のごみは、市または区長等の指示に従って、災害廃棄物としてルールを守って搬出してください。

◆ボランティアの受入れ

大規模災害時には、ボランティアの迅速な受入れと活動の調整を行うため、社会福祉協議会が災害ボランティアセンターを設置し、市はセンターに職員を派遣します。